

普通保証の特例措置（継続サポート保証制度）に関する取扱要領

1 目的

中小企業・小規模事業者に安定的な資金を供給することにより、資金繰りの安定を図るとともに継続的な経営支援を行い、事業の発展に資することを目的とする。

2 申込人の資格要件

次の全ての要件を満たす中小企業・小規模事業者とする。

- (1) 普通保証に準じた保証利用要件を満たしていること。
- (2) 3年以上同一事業を継続していること。
- (3) 取扱金融機関における与信取引が1年以上あること。
- (4) 3（2）①を利用する場合は、保証料率区分が6以上であること。

3 取扱要領

(1) 本保証は1事業者につき1口の利用とする。

(2) 特例措置の内容

① 長期一括返済対応

普通保証制度の特例扱いとし、保証期間5年以内、期日一括返済での取り扱いとする（通常の無担保枠の範囲での取扱）。

② 短期継続対応

普通保証制度の特例扱いとし、保証期間1年以内、期日一括返済での取り扱いとし、期日到来時に1年ごと借り換えを行い、最大4回まで借り換えを可能とする（通常の無担保枠の範囲での取扱）。

ただし、期日到来時に保証の利用資格が無い場合、事故や延滞が発生している場合、税金や社会保険料の未納がある場合等は、借り換えは不可とする。

※①②ともに代理貸付による取り扱いを不可とする。

(3) 必要書類

- ① 申込書類一式（信用保証委託申込書、信用保証依頼書 等）
- ② 試算表、資金繰り表等の直近の状況が分かる資料

4 申込方法

本保証の申込は取扱金融機関経由とし、信用保証依頼書の保証制度名欄に「継サポ長期」または「継サポ短期」と表示の上、申し込むものとする。

5 取扱期間

本特例の取扱期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの保証申込受付分とする。

6 その他

本要領に定めのない事項については、普通保証制度に準じて取り扱う。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。